

2023年10月6日  
団体年金事業部

## 公的年金の仕組みと財政検証の目的 ～ 2024年財政検証に向けて（第1回）～

2023年度は物価高を背景に全国的に賃上げが実施されていますが、物価の伸びに賃上げが追いついていないとも言われています。国民の老後所得の柱である公的年金についても、同様に2023年度の支給額は前年度から増額したものの、給付抑制（マクロ経済スライド）の仕組みにより、増加額は物価の伸びに見劣りしているという話題に関心を持った方もいらっしゃると思います。

2024年は公的年金の健康診断にあたる財政検証が実施されることから、公的年金、さらにこれを補完する私的年金（企業年金・個人年金）に関する制度見直しの議論が、現在、社会保障審議会で進められています。そこで、今後の公的年金、私的年金の制度見直しの議論を理解していただくために、公的年金の仕組み・足元の財政や法令改正の状況等について、2回に亘り解説します。

第1回では、公的年金の給付・保険料等の基本的な仕組み、及び財政検証の目的・仕組みについて解説します。

### 【ご参考】

厚生労働省 HP 将来の公的年金の財政見通し(財政検証)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html> から

・「2019年財政検証結果のポイント」<https://www.mhlw.go.jp/content/000540198.pdf>

・「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019年財政検証結果—」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000540199.pdf>

・「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—2019年オプション試算結果—」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000701875.pdf>

### 【目次】

第1章 公的年金制度の仕組み

第2章 公的年金の財政運営

第3章 財政検証の仕組み

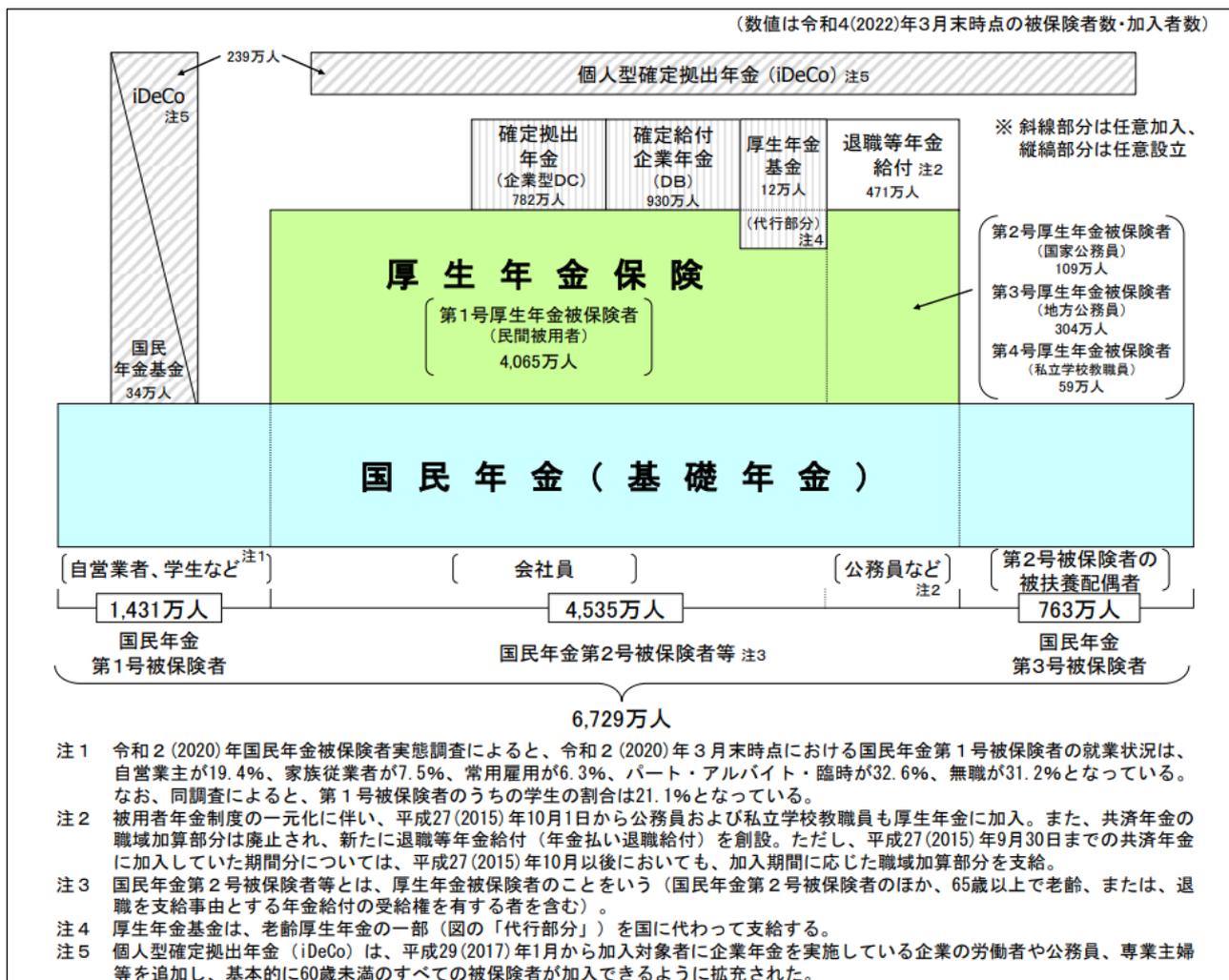
おわりに

# 第1章 公的年金制度の仕組み

## (1) 公的年金制度の体系

我が国の公的年金制度は、国民年金(基礎年金)が公的年金制度の土台として位置づけられ、被用者については厚生年金保険による給付がそこに上乗せされる形で支給されます。この仕組みは、1986年4月に導入され、2階建て年金制度と呼ばれています(図表1)。

図表1 年金制度の体系



(出所)厚生労働省「公的年金財政状況報告－令和3年度－」

## (2) 被保険者

### ① 国民年金

国民年金(基礎年金)は全国民共通の年金制度で、被保険者は以下のとおり自営業者等の第1号被保険者、会社員・公務員等の第2号被保険者、専業主婦等の第3号被保険者の3種類に分かれます。

#### ○ 第1号被保険者

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者および第3号被保険者に該当しない者。自営業者や学生など。

#### ○ 第2号被保険者

厚生年金保険が適用される会社員や公務員等。国外居住者であっても、適用事業所に勤務していれば被保険者になる。

#### ○ 第3号被保険者

20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者。国内居住要件なし。

### ② 厚生年金

厚生年金保険は事業所ごとに適用され、適用される事業所を適用事業所と言い、原則として常時5人以上の従業員を使用する個人事務所、国・地方公共団体・法人の事務所は適用事業所(強制適用事業所)となります。そして、適用事業所に使用される70歳未満の従業員は原則として厚生年金保険の被保険者となります。

#### < 補足 >

- ・ 適用事業所について、常時5人以上の従業員を使用していても農林水産業、接客娯楽業等の特定の業種は適用対象外とされていますが、法令改正により2022年10月より弁護士や税理士といった「士業」の事務所が新たに適用対象となりました。
- ・ 被保険者について、週の労働時間が30時間未満の短時間労働者の場合は、労働時間(週20時間以上)、賃金水準(月収8.8万円以上)、企業規模(従業員101人以上)等の加入要件があります。このうち、企業規模要件は従業員501人以上でしたが、制度改正により2022年10月より101人以上に拡大され、2024年10月からは51人以上にさらに拡大されます。

## (3) 保険料

### ① 国民年金

2004年の制度改正により保険料は毎年引き上げられてきましたが、2017年度からは月額16,900円で固定されています(2019年度には産前産後期間の保険料免除制度が導入されたことにより、月額17,000円に引上げられました)。ただし、賃金の伸びに応じた改定率がかかるため、実際に払い込む額は、毎年変動し17,000円を上回ることも下回ることもあります。なお、2023年度の保険料は月額16,520円です。

国民年金保険料月額 = 17,000円 × 保険料改定率

## ② 厚生年金

厚生年金保険の保険料は被用者の給与に比例し、国民年金と同様に 2004 年の制度改正により保険料は毎年引き上げられてきましたが、2017 年 9 月からは保険料率は 18.30% で固定されています。保険料計算の対象となる給与には月例給与だけでなく賞与も含まれ、それぞれの給与水準に応じて定まる標準報酬月額、標準賞与額に 18.30% を乗じた額が各月の保険料となります。ただし、保険料は労使折半で支払うため従業員の負担はこの半額となります。

### ○ 厚生年金保険料

(毎月納付する保険料額)	標準報酬月額 × 18.30%
(賞与を受けた場合に納付する保険料額)	標準賞与額 × 18.30%

なお、標準報酬月額は、毎年 7 月にその年の 4・5・6 月の給与(報酬)の平均額を報酬月額として算出し、1 等級(88,000 円)から 32 等級(650,000 円)にあてはめて決定し、原則としてその年の 9 月から翌年の 8 月まで固定されます。また、標準賞与額は、実際の賞与の額から千円未満の端数を切り捨てたもので、支給 1 回につき、1,500,000 円が上限となります。

## (4) 受給資格と年金額

### ① 国民年金

保険料納付済期間が 10 年以上で老齢基礎年金の受給資格が与えられ、原則 65 歳から終身で支給されます。年金額は保険料納付済期間に応じて決まり、保険料納付済期間が 40 年で満額の 780,900 円(年額)が支給されます。ただし、物価や賃金の伸びに応じた改定率がかかるため、支給開始後も年金額は毎年変動し、2023 年度は年額 795,000 円(67 歳以下の金額、68 歳以上の場合は 792,600 円)です。

$$\text{老齢基礎年金年額} = 780,900 \text{ 円} \times (\text{年金額改定率}) \times (\text{保険料納付済期間} / 480 \text{ 月})$$

### ② 厚生年金

厚生年金保険では、老齢基礎年金の受給資格を満たすことで、原則として 65 歳から老齢基礎年金に上乘せして報酬比例の年金が支給されます。

65 歳以降の老齢厚生年金の報酬比例部分は、2003 年 4 月から総報酬制が導入されたことにより、導入前後の被保険者期間がある人の年金額は原則として 2003 年 3 月までと、2003 年 4 月以降に分けて計算されます(次式(A)と(B)を合算した額)。なお、国民年金と同様に、実際の支給額は以下の金額に物価や賃金の伸びに応じた改定率がかかるため、毎年変動します。

#### ○ 老齢厚生年金年額(報酬比例部分)

- (A) 被保険者期間の平均標準報酬月額 × 7.125<sup>※1</sup> / 1,000 × 被保険者期間の月数  
(B) 被保険者期間の平均標準報酬額<sup>※2</sup> × 5.481<sup>※1</sup> / 1,000 × 被保険者期間の月数

※1 乗率 7.125、5.481 については、1946 年 4 月 1 日以前生まれの場合は生年月日に応じてそれぞれ 7.23~9.5、5.562~7.308 が使用される。

※2 2003 年 4 月より保険料および年金額の計算に月例給与だけでなく賞与も含める総報酬制が導入された。

1961年(女性は1966年)4月1日以前生まれの場合は、生年月日に応じて60歳から64歳の間で特別支給の老齢厚生年金と呼ばれる給付が支給されます。この特別支給の老齢厚生年金を受給するには基礎年金の受給資格に加え、1年以上の厚生年金保険の被保険者期間が必要ですが、年金額は上述の65歳以降の老齢厚生年金の計算式と同様に計算されます。

### ③ 年金額の改定

前述のとおり、国民年金・厚生年金ともに支給額は毎年賃金・物価の伸びに応じて改定されます。具体的には、原則として67歳以下(新規裁定者)の年金額は賃金で、68歳以上(既裁定者)の年金額は物価で改定されます。

これは、急激なインフレ等が生じた場合でも年金の実質価値を保つことが目的ですが、物価の伸びが賃金の伸びを上回る場合は、現役世代の負担を考慮し68歳以上でも賃金変動率で改定します。(以前は賃金の伸びがマイナスの場合は、物価で改定又は据え置くルールでしたが、制度改正により2021年4月からはマイナスでも賃金で改定します)。

#### <補足>

- ・ 実際は、賃金・物価の伸びに応じた改定率に、マクロ経済スライドと呼ばれる減額調整率を加味した改定率で年金額が改定されます。マクロ経済スライドは、第3章(2)で詳しく解説しますが、少子高齢化に伴う現役世代の負担を軽減するために年金支給額を抑制する仕組みです(減額調整前の改定率がマイナスの場合は、その年は減額調整を行わず、未調整分は翌年の調整率に加算されます)。

図表2 年金額改定の実績(2023年度、2022年度、2021年度)

年度	物価変動率	(名目手取り)賃金変動率	マクロ経済スライド反映前		マクロ経済スライド調整率	マクロ経済スライド反映後	
			67歳以下改定率	68歳以上改定率		67歳以下改定率	68歳以上改定率
2023	2.5%	2.8%	2.8%	2.5%	-0.6%	2.2%	1.9%
2022	-0.2%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	(-0.3%)	-0.4%	-0.4%
2021	0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	(-0.1%)	-0.1%	-0.1%

#### <2023年度の年金額算定の指標>

- ・ 物価変動率(2.5%)=2022年平均の全国消費者物価指数
- ・ 賃金変動率(2.8%)=実質賃金変動率(0.3%)(2019~2021年度の平均)  
×物価変動率(2.5%)(2022年)  
×可処分所得割合変化率(0%)(2020年度)。

2023年度の最終的な年金額改定率(68歳以上)は、図表2の一番右の1.9%となります。本稿の導入部分で、2023年度の年金増加額が物価の伸びに見劣りすると述べましたが、実際に直近1年間の物価変動率2.5%を下回っていることが分かります。

#### ④ 年金の繰上げ・繰下げ

老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに受給開始年齢は原則 65 歳ですが、60 歳以上 65 歳未満の希望する時期から繰上げての受給、逆に 66 歳以上 75 歳以下の希望する時期まで繰下げての受給を行うことができます。繰上げて受給した場合は、繰上げ期間 1 カ月につき 0.4% 年金額が減額されます。例えば 60 カ月(5 年)繰上げて受給する場合の減額率は 24% ( $0.4 \times 60$ ) となり、繰上げた場合は終身にわたり減額された年金額が支給されることには注意が必要です。

一方で繰下げて受給した場合は、繰下げ期間 1 カ月につき 0.7% 年金額が増額され、最大で 75 歳まで繰下げることによって 84% ( $0.7 \times 120$ ) 増額された年金額を終身にわたり受給することができます。

##### < 補足 >

受給開始時期の選択肢に係る直近の法令改正

- ・ 法令改正により 2022 年 4 月から繰上げたときの減額率は従来の月 0.5% から 0.4% に変更されました。さらに、2022 年 4 月からは繰下げ可能年齢が 70 歳から 75 歳に引き上げられました(増額率は最大 42% から 84% に引き上げ)。

在職老齢年金

- ・ 老齢厚生年金の受給開始年齢である 65 歳以降も就労し賃金を得ている場合は、賃金と年金の合計額が一定額※を超えると年金の一部又は全部が支給停止となりますが、この仕組みを在職老齢年金と言います。
- ・ 年金の繰下げを行う場合、仮に繰下げなかったとしたら在職老齢年金による支給停止に該当する場合は、支給停止部分は増額対象とはならないことには注意が必要です(老齢基礎年金については支給停止は行われません)。

※ 支給停止調整額と言います。毎年賃金に応じて改定されますが、2022 年度は 47 万円、2023 年度は 48 万円です。

図表 3 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

← 減額▲0.4%/月                      増額+0.7%/月 →

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率	76.0%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	100.0%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184.0%

## 第2章 公的年金の財政運営

### (1) 公的年金制度の財政の仕組み

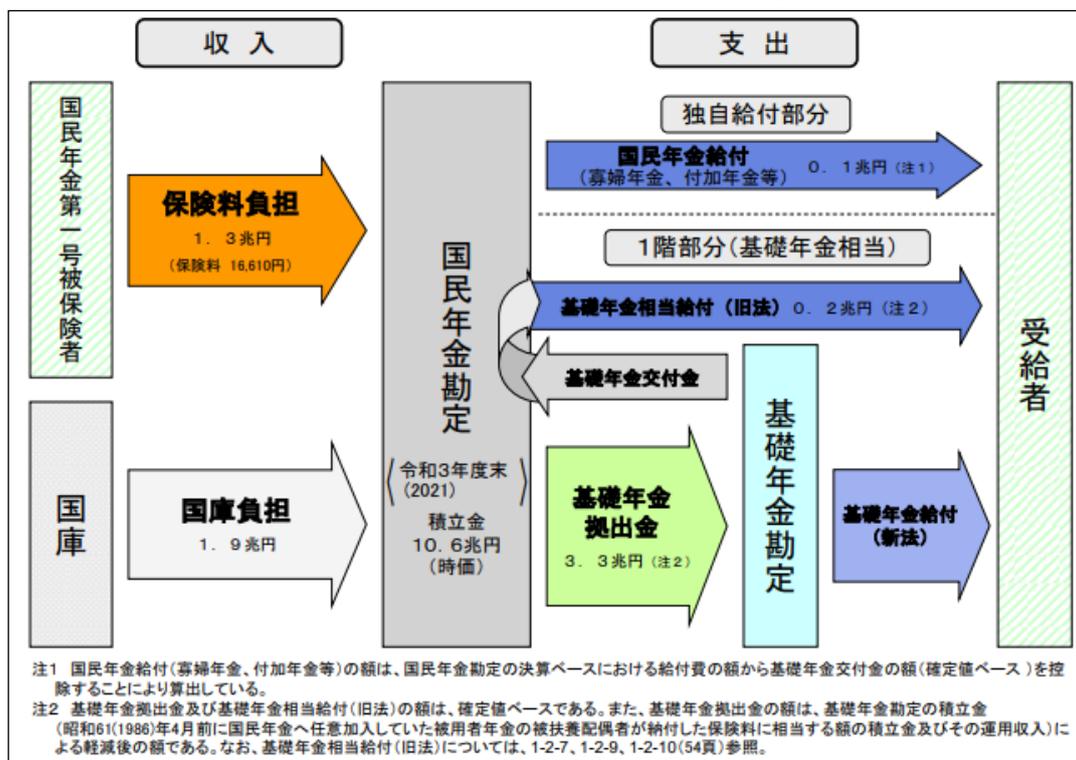
公的年金は国民年金と厚生年金保険とを合わせて約246兆円(2022年3月末時点)もの積立金を有していますが、年金給付の財源の中心は現役世代の保険料と国庫負担(税金)であり、その時々々の年金給付を現役世代の負担で賄う「賦課方式」を基本としています。

国民年金、厚生年金保険の財政の仕組み(収入と支出の構造)はそれぞれ図表4、図表5のとおりです。国民年金では、自営業者等の第1号被保険者からの保険料と国庫負担を受給者への基礎年金給付に充てています。同様に厚生年金保険では、厚生年金の被保険者(会社員や公務員等の第2号被保険者)からの保険料と国庫負担で、第2号被保険者であった受給者への報酬比例年金(2階部分)、および第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者(専業主婦等)であった受給者への基礎年金(1階部分)の給付を賄っています。

保険料と国庫負担では年金給付を賄いきれない場合には、積立金を取崩して不足分に充てることになります。

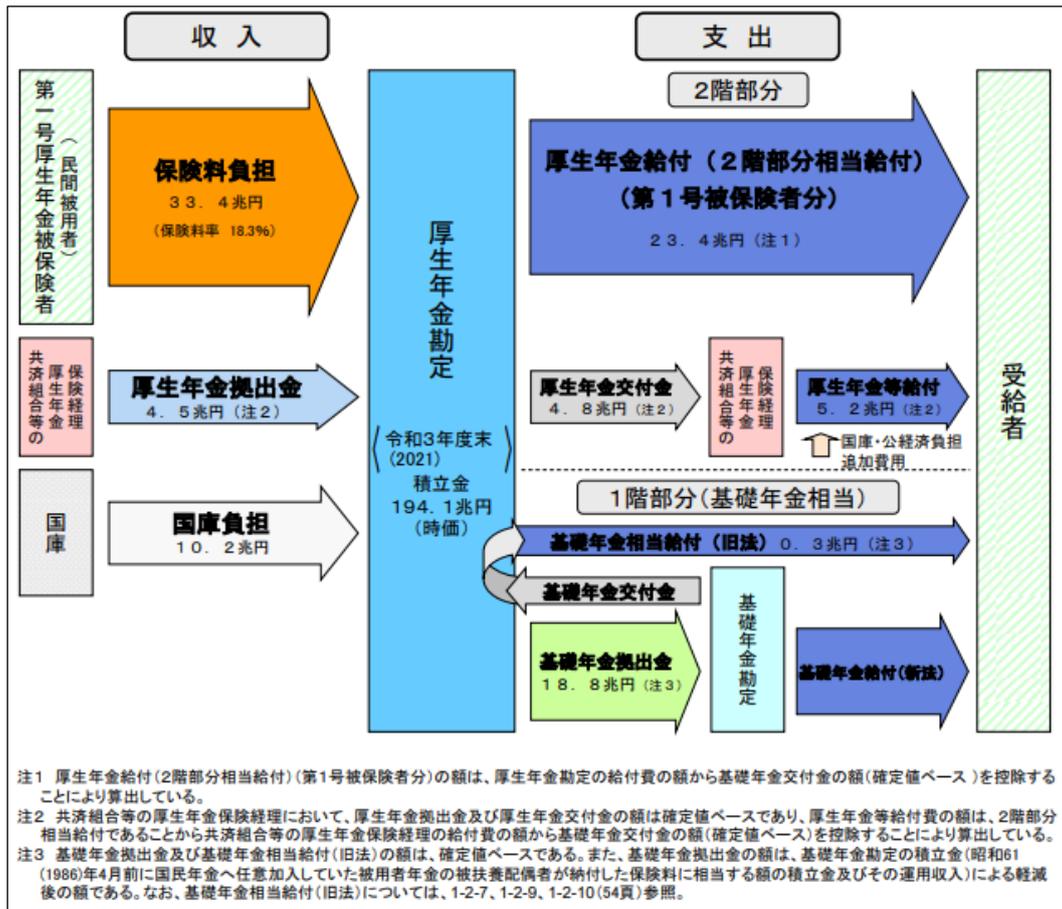
2022年度は、給付費約54兆円(うち基礎年金部分25兆円、報酬比例部分29兆円)に対し、給付財源は保険料収入約40兆円(うち厚生年金部分39兆円、国民年金部分1兆円)、国庫負担約13兆円合わせて約54兆円であり、給付財源と給付費は概ね同水準でしたが、運用収益が約12兆円あったため年度始より約12兆円積立金は増加しています。

図表4 国民年金(国民年金勘定)の収支の構造(2021年度)



(出所)厚生労働省「公的年金財政状況報告—令和3年度—」

図表 5 厚生年金勘定の収支の構造 (2021 年度)



(出所)厚生労働省「公的年金財政状況報告－令和3年度－」

なお、厳密には基礎年金については基礎年金勘定からすべての受給者へ年金給付を支払います。そして、その支払額と同額を、国民年金と厚生年金保険が、被保険者の人数(国民年金は第1号被保険者の人数、厚生年金保険は第2号被保険者と第3号被保険者の人数)で按分した額を基礎年金拠出金として基礎年金勘定に払い込んでいます。

このように、国民年金と厚生年金は、基礎年金拠出金の仕組みを通じて、給付面でも財政面でも深く関係していますが、特に注意すべきは、基礎年金の将来的な給付水準の決定の仕組みです。

後述第3章(4)のとおり、公的年金の将来の給付水準はマクロ経済スライドによる財政均衡がいつ確保されるかにより決まりますが、この財政均衡の時期は国民年金と厚生年金とで別々に定められます。まず、国民年金において財政均衡が確保される時期を定め、これにより基礎年金の給付水準が定まる仕組みのため、厚生年金被保険者の受け取る基礎年金を含めた年金の給付水準は、国民年金の財政に影響されることとなります。

また、この仕組みは、現在国民年金の給付抑制が厚生年金より強くなっている要因であるため、公平性の観点で課題とされており、2024年財政検証時の制度見直しの1つの論点と予想されます。

## 第3章 財政検証の仕組み

### (1) 2004年法改正で導入された制度

2004年以前は、公的年金においても企業年金(確定給付企業年金)の財政再計算のように、5年に1度、人口推計や将来の経済見通しの変化等を踏まえて、現在の給付水準に必要な保険料を定める「財政再計算」が行われていましたが、公的年金財政は時々の給付を現役世代の保険料で賄う「賦課方式」で運営されるため、少子高齢化が進行する状況では現役世代の保険料負担が増大していくことが課題でした。

そこで、2004年の制度改正により、保険料を含めた将来の給付財源を固定化し、この財源に合わせて給付を調整し財政の均衡を図っていく仕組みとなりました。制度改正の概要は以下のとおりですが、このうち「マクロ経済スライド」と「積立金の活用」の内容を説明します。

#### ○2004(平成16)年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

- ・ 上限を固定した上での保険料の引上げ  
最終保険料(率)は国民年金17,000円(2004年度価格)、厚生年金18.3%で固定  
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む(国民年金)
- ・ 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- ・ 積立金の活用  
おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる
- ・ 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ(従来は3分の1)

(出所)厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2019年財政検証結果—」より当社作成。

### (2) マクロ経済スライド

公的年金には年金の実質価値を維持するために物価・賃金の変動率に応じて改定する仕組みが設けられていますが、この改定率を抑制する仕組みがマクロ経済スライドです。第1章(4)のとおり、67歳以上(新規裁定者)の年金額は賃金変動率で、68歳以上(既裁定者)の年金額は物価変動率で改定されますが、保険料水準を固定化したうえで少子高齢化が進行する状況でも保険料負担を一定に抑えるためには、給付の額も一定に抑える必要があります。

#### <補足：賦課方式における収支均衡>

「賦課方式」を採用する公的年金においては、支出は、「受給者数(退職世代)×年金額」、収入は「被保険者数(現役世代)×保険料」であり、この2つがバランスする必要があります(国庫負担と積立金も財源ですが、簡単のため完全な賦課方式を前提としています)。

受給者数(退職世代)×年金額＝被保険者数(現役世代)×保険料

これを変形すると、「年金額＝保険料×(被保険者数/受給者数)」となり、「被保険者数/受給者数」は1人の年金受給者を何人の被保険者で支えているかを表す指標で年金扶養比率と呼ばれます。

賃金が上昇すれば年金額(新規裁定者)は増額されますが、保険料も賃金に応じて増加するため、年金扶養比率が一定であれば収支が均衡します。ところが、少子高齢化による被保険者数の減少と平均余命の伸びは年金扶養比率を低下させるため、保険料一定のもとで収支均衡を保つには年金額を減額調整させる必要があります。

そこで、実際の給付額は被保険者数の減少(少子化)と平均余命の伸び(高齢化)を勘案した「スライド調整率」を用いて、以下の方法で改定します。

○67歳以上(新規裁定者)

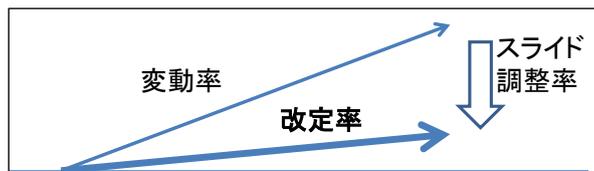
改定率 = 賃金変動率 - スライド調整率

○68歳以上(既裁定者)

改定率 = 物価変動率 - スライド調整率

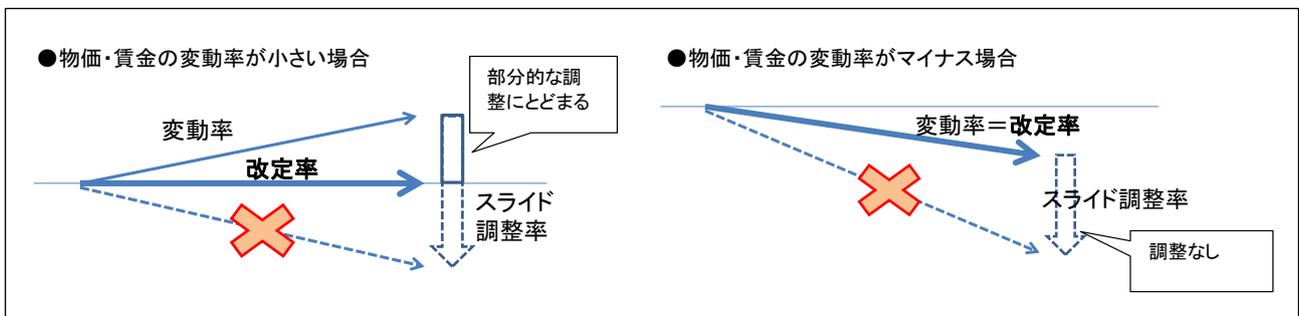
(以下、賃金変動率と物価変動率をあわせて「変動率」といいます。)

図表 6 マクロ経済スライド



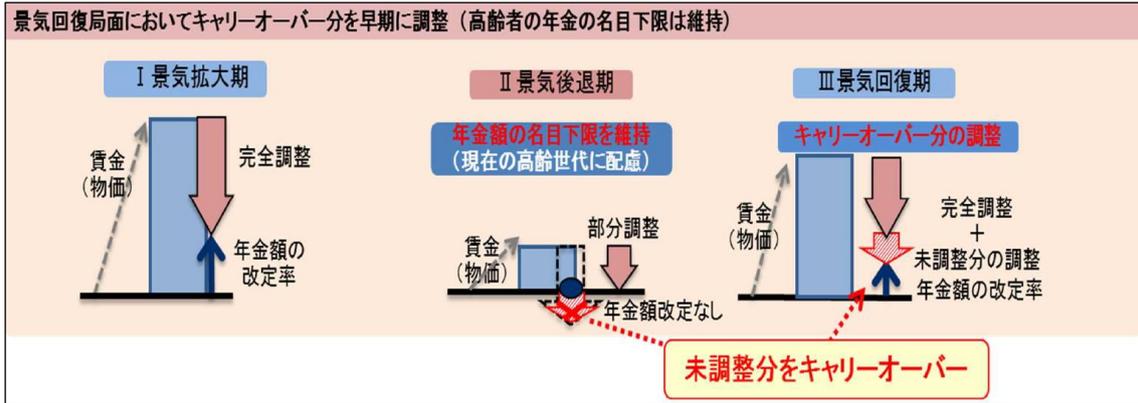
毎年スライド調整率を用いて給付の調整を行えば年金制度の財政均衡に近づきますが、マクロ経済スライドは毎年行われているわけではありません。これは、マクロ経済スライドによる給付調整を物価・賃金の変動率の範囲内に限定して行うルール(「名目下限措置」といいます)により、物価・賃金の変動率が小さい又はマイナスの状況では、必要な給付調整を行うことができないためです(図表 7)。実際に過去にマクロ経済スライドが行われたのは 2015 年、2019 年、2020 年、2023 年の 4 回のみです。

図表 7 マクロ経済スライドの名目下限措置



名目下限措置のルールは、本来行うべき給付調整を行わないことで、将来世代に負担を先送りしている点が課題であることから、2016年の制度改正で、マクロ経済スライドが見直され、2018年度からは過去に調整できず繰り越した未調整分を景気回復時にまとめて調整するキャリアオーバーの仕組みが導入されました(図表 8)。この見直しにより 2019年度は 2018年度の未調整分を含めて年金額の改定が行われ、直近では、2023年度に 2021年度と 2022年度の未調整分を含めた改定が行われました。

図表 8 マクロ経済スライドの見直し

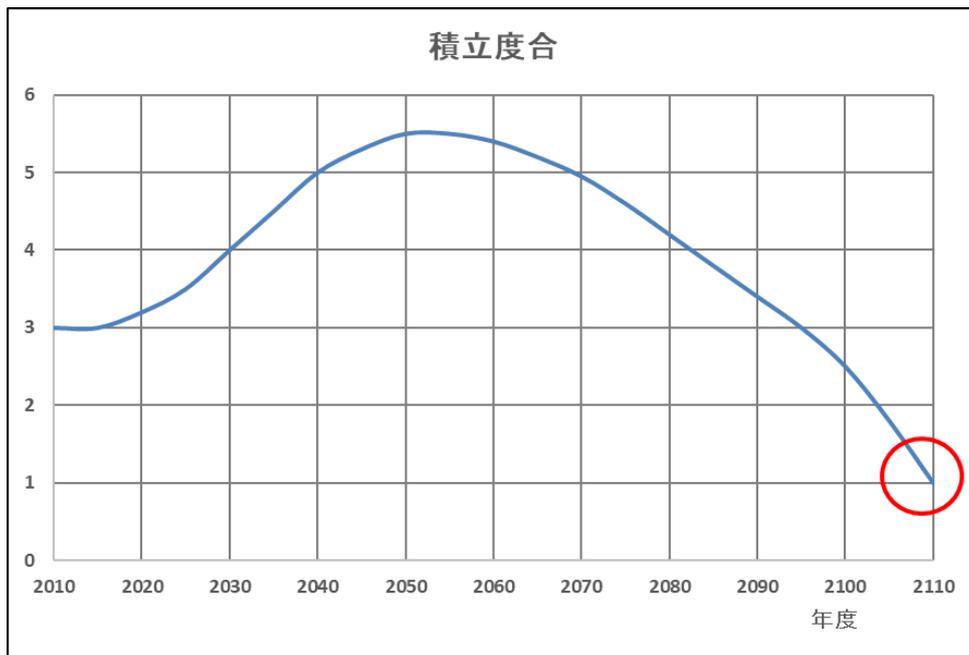


(出所)厚生労働省 HP

### (3) 積立金の活用

2004 年以前の財政再計算においては、財政の均衡期間として将来に亘るすべての期間を対象とする「永久均衡方式」に基づいていましたが、予測が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性や巨額の積立金を保有し続けるリスクが留意点として指摘されたことから、法改正により、現在すでに生まれている世代が年金受給を終えるまでの概ね 100 年を財政均衡期間とする「有限均衡方式」がとられるようになりました。有限均衡方式のもとで、財政均衡期間の最終年度(概ね 100 年後)における積立金を、1 年程度の給付を賄える水準に設定し、積立金を給付や運用に積極的に活用していくことになりました。併せて、基礎年金の国庫負担が 3 分の 1 から 2 分の 1 に引上げられたことで、将来における公的年金の給付財源(保険料、国庫負担、積立金)が定まり、この財源に合わせて給付を調整し財政の均衡を図っていくこととなりました。

有限均衡方式のイメージは下図のとおりです(ここでは仮に 2010 年をスタートしています)。グラフ縦軸の積立度合とは、積立金が支出の何年分に相当するかを表していますが、100 年後に積立度合 1.0 を確保したうえで収支を均衡させます。なお、国民年金と厚生年金保険のそれぞれについて、100 年間で財政均衡を図るため、給付の調整期間は国民年金と厚生年金保険とは相違します。



#### (4) 財政検証の役割

前述のとおり、2004年の法改正により、保険料水準を含めた給付財源が固定化され、その範囲内で給付を調整し財政の均衡を図る仕組みとなったため、従来の保険料算定を目的とする財政再計算は行われなくなりました。しかし、保険料を固定化しても、人口や社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であるため、それ以降は5年に1度、概ね100年間の年金財政の見通しを作成する「財政検証」を行うことになりました。財政検証はこれまで2009年、2014年、2019年の3回行われていますが、財政検証の主たる目的は、マクロ経済スライドの進捗状況を確認することです。

マクロ経済スライドによる給付調整は恒久的に行われるものではなく、給付額も際限なく引下げられるものではありません。マクロ経済スライドの調整期間を決める方法は以下のとおりです。

まず、将来の人口の推計などを取り直した上で将来への投影を行います。そして、一旦マクロ経済スライドを適用しない場合で概ね100年後に財政が均衡するかを確認します。実際はマクロ経済スライドを適用しなければ財政が均衡しないため、逆算的にいつまでマクロ経済スライドが発動されていれば、概ね100年後に給付財源と年金給付が均衡するかを算出します。

以上の方法で、マクロ経済スライドの終了見通しを立てますが、公的年金の将来の給付水準はマクロ経済スライドによる財政均衡が確保される時期により決まることとなります。今後の出生や経済などのシナリオに応じて終了見通しが長くなったり短くなったりする点には注意が必要であり、これにより将来の年金給付額が小さくなったり大きくなったりすることになります。

ただし、公的年金制度は国民の生活を保障する役割を持っていることから、給付水準に一定の下限が設けられています。ここで給付の水準を図る尺度として「所得代替率」というものが考えられています。「所得代替率」とは、「モデル世帯(夫が会社員で妻が専業主婦だった高齢夫婦)」が年金を受け取り始める時点(満65歳)における、現役世代の平均賃金に対する標準的な年金額の割合のことです。財政検証では、所得代替率50%を給付水準の目安としており、次の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付の調整を終了し制度を見直すものとされています。

このように、財政検証は、社会・経済状況を踏まえ年金財政の見通しを作成し、長期的な収支の均衡が図られているか(持続可能性)と、マクロ経済スライドの終了時期および将来の給付水準の見通し(給付の十分性)を確認することで、年金財政の健全性を検証するものです。

##### <補足> 所得代替率

- ・ 「所得代替率」とは、夫が会社員で妻が専業主婦だった高齢夫婦世帯の標準的な年金額に対する、現役世代の平均賃金に対する割合を指し、公的年金の給付水準の尺度として用いられます。
- ・ ここで、標準的な年金額とは、夫が平均賃金で40年間働いた厚生年金被保険者(第2号被保険者)であり、妻が40年間第3号被保険者である場合の、「夫の報酬比例年金+夫婦2人の基礎年金(満額)」の額です。一方、現役世代の平均賃金は、厚生年金被保険者(男子)の平均手取り収入額(ボーナス込み)です。
- ・ 2019年の実績は、標準的な年金額が約22万円(夫の報酬比例年金9万円+夫婦2人の基礎年金13万円)、現役世代の平均手取り収入額が約35.7万円のため、所得代替率は61.7%です。

## 財政検証のプロセス

### 1. 経済前提の策定

- ・人口や社会・経済状況に関する最新のデータをもとに、出生率・死亡率等の人口に係る前提や経済成長率、賃金上昇率等の経済に係る前提を策定



### 2. 財政見通しの作成

- ・1で策定した前提にもとづき、保険料、年金給付など年金事業の収支の推移を中心に、概ね100年間にわたる公的年金の財政見直しを作成
- ※ 遠い未来を正確に予測することは困難であるため、低成長ケースから高成長ケースまで幅広い複数の前提で見直しを作成。財政検証は将来の予測ではなく、一定のシナリオ(人口や経済の前提)を将来の年金財政に投影したもの(シミュレーション)という性格に注意が必要



### 3. 長期的な財政均衡の検証

- ・概ね100年間の財政均衡期間において、財政均衡(収支の均衡)が図られているかを確認
- ・財政を均衡させるうえで必要となるマクロ経済スライドの調整期間(終了時期)および調整終了時点の給付水準を推計
- ・次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合は給付の調整を終了し制度を見直す



#### <財政検証の目的>

- ・長期的な収支均衡(制度の持続可能性)とマクロ経済スライドの調整期間および将来の給付水準の見直し(給付の十分性)を確認し、年金財政の健全性を検証する

## おわりに

2024年の財政検証に向けて、今後の公的年金、私的年金の制度見直しの議論の理解のために、給付・保険料・財政等の公的年金の財政検証に関連する基礎知識を理解していただくことが第1回の目的でしたが、公的年金財政や給付調整の仕組みは難しい部分もあったかと思います。

第2回に向けて、イメージとして、「現在の退職世代への年金給付は、現在の現役世代の保険料(基礎年金の2分の1は税金)で賄い、足りない部分は積立金を取り崩してこれに充てている」、「このため支え手である現役世代が減少する状況で収支をバランスさせるには、保険料を据え置くなり、年金の給付水準を抑制する必要がある(マクロ経済スライドによる給付調整)」、この2つをポイントとして理解していただければと思います。

次回は、2019年の財政検証の結果、それ以後の主な法令改正と次回財政検証の論点を解説します。

以上

※ 当資料に記載の情報については、特に断りのない限り、2023年9月現在の法令およびその時点で公表されている情報等に基づいたものであり、将来的に変更されることがあります。